

財産目録及び財産収支状況書

申出年月日	平成 年 月 日	申出事由	1 災害 2 病気 3 倒産・失業 4 損害 5 ()
具体内容			

1 住所・氏名等

納税義務者	フリガナ		連絡先	() -
	氏名又は名称		生年月日	昭和 平成 年 月 日生
	住所又は所在地			

2 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
	円	平成 . .		
	円	平成 . .		

(2) その他の財産の状況

不動産等		国債・株式等	
車両		その他 (保険等)	

3 家族(役員)の状況

続柄(役職)	氏名	生年月日	収入・報酬(月額)	職業・所有財産等
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	

4 直前1年間の年間収入及び年間支出の状況

年月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(① - ②)	備考(臨時的な収支や失業期間等の事由)
年 月	円	円	円	
年 月				

5 現在納付可能資金額(保有する銀行口座を記入願います)

現金・預貯金(銀行支店名)	種類	口座番号	預貯金等の額	当面の必要資金額	納付に充てられない事情
			円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他()
			円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他()
			円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他()
			円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他()
合計			A 円	B 円	A-B 【納付可能資金額】 円

6 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

最近2ヶ月の状況		月分	月分	内訳等				提出資料 確認欄
①	売り上げ	円	円	事業種目				
	経費	円	円	屋号等				
①	営業所得 ・ 給与、年金等 (手取り)	円	円	勤務先	名称			
					所在地			
				給与等 振込口座	銀行名		支店名	
② 支出	社会保険料	円	円					
	家賃(共益費含)	円	円					
	食費	円	円	家族数 (本人含む)				人
	電気・ガス・水道等	円	円	滞納の有無				
	医療費	円	円	受診者名				
	通信費	円	円	携帯電話 会社等				
	教育費	円	円	子の氏名		年齢		歳
	交際費(慶弔費)	円	円					
	生命保険料	円	円	保険会社名				
	住宅ローン	円	円	借入先				
				借入総額		返済終了 年月		
	債務返済実額	円	円	借入先				
				借入総額		返済終了 年月		
その他()	円	円						
その他()	円	円						
②の合計	円	円	特記事項					
③ 差引額(①-②)	④ 円	⑤ 円	⑥ 【納付可能基準額】 平均額(④+⑤)÷2				円	

7 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内容	時期			金額
臨時収入		平成	年	月	円
		平成	年	月	円
臨時支出		平成	年	月	円
		平成	年	月	円

8 分割納付計画

回	納付予定日	納付予定金額	備考
1	平成 年 月 日	円	
2	平成 年 月 日	円	
3	平成 年 月 日	円	
4	平成 年 月 日	円	
5	平成 年 月 日	円	
6	平成 年 月 日	円	
7	平成 年 月 日	円	
8	平成 年 月 日	円	
9	平成 年 月 日	円	
10	平成 年 月 日	円	
11	平成 年 月 日	円	
12	平成 年 月 日	円	

●申請者への説明・確認事項

- 1 法律に定められている納税の猶予制度の説明
- 2 督促状について、各期月の納期限後、1か月以内に発付されることの確認
但し、徴収猶予の場合は除く
- 3 延滞金について、猶予期間中も延滞金が発生する場合があることの確認
- 4 本書記載以外に財産がある場合、処分する場合があることの確認
- 5 新たに市税が課税されたら期限内に納付することの確認
- 6 上記計画による納付後に確定した延滞金も、速やかに納付すること、
納付されない場合は滞納処分(差押・公売)を執行する場合があることの確認

◎本書にご記入いただいた内容は、市税に関する事務にのみ使用するもので、他の目的では使用いたしません。

<p>上記の説明を受け、本書の内容に相違がないことを確認するとともに、別紙「徴収金明細」に記載された徴収金について、債務を承認します。 8の分割納付計画にもとづき、納付します。</p>	署名欄	
--	-----	---

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

8 法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、法第317条の2第1項の規定による申告書の提出その他の市税の賦課徴収について必要な手続を怠っている場合とする。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める場合は、法第317条の2第1項の規定による申告書の提出その他の市税の賦課徴収について必要な手続を怠っている場合とする。

3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第3項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内における月(市長がやむを得ない事情があると認める場合にあっては、当該期間内における市長が指定する月)ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

4 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第5項第3号に掲げる事項

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

9 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、法第317条の2第1項の規定による申告書の提出その他の市税の賦課徴収について必要な手続を怠っている場合とする。

10 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、法第317条の2第1項の規定による申告書の提出その他の市税の賦課徴収について必要な手続を怠っている場合とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条第1項に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。